

○不動産を遺産分割協議によって相続した場合の申請書の様式・記載例

(情報番号 1 2 5 4 全 7 頁)

土地又は建物の登記名義人（所有者）が死亡し、これらの不動産を相続した相続人ら全員の遺産分割の協議が整い、特定の不動産を特定の相続人が相続することとなった際に、書面で所有権の移転の登記を申請する場合の申請書の様式・記載例（法定相続人間において遺産分割の協議が成立した場合であって、その遺産分割により不動産を相続した特定の相続人が申請した事例のもの）は、別紙 1 のとおりです。御不明の点等がありましたら、最寄りの法務局又は地方法務局に御相談ください。

また、オンラインで登記の申請をする場合は、登記・供託オンライン申請システムのホームページ（http://www.touki-kyoutaku-net.moj.go.jp/download_kani.html）を御確認ください。

☆登記所からのお願い

- ① 申請書は、A 4 の用紙に記載し、他の添付情報と共に左とじにして提出してください。紙質は、長期間保存できる丈夫なもの（上質紙等）にしてください。
- ② 文字は、直接パソコン（ワープロ）を使用し入力するか、黒色インク、黒色ボールペン、カーボン紙等で、はっきりと書いてください。鉛筆は使用できません。
- ③ 郵送による申請も可能です。申請書を郵送する場合は、申請書を入れた封筒の表面に「不動産登記申請書在中」と記載の上、書留郵便により送付してください。

◇様式・記載例の解説（別紙 1 この例は、相続人である妻と子 2 人で遺産分割協議をし、相続財産中の不動産を子 2 人が相続した場合です。）

- （注 1） 遺産分割協議が成立した日ではなく、被相続人（死亡した方）が死亡した日（戸籍上の死亡日）を記載します。
- （注 2） 被相続人（死亡した方）の氏名は、原則として、登記記録（登記事項証明書）の記録内容と一致している必要があります。婚姻その他の事情により、登記記録（登記事項証明書）に記録された氏名と一致しない場合には、その理由が分かる書面（例えば、婚姻に係る記載がある戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）、除籍全部事項証明書（除籍謄本）等）を添付する必要があります。
- （注 3） 住民票コード（住民基本台帳法第 7 条第 1 3 号に規定されているもの）を記載した場合、添付情報として住所証明情報（住民票の写し）の提出を省略することができます。
- （注 4） 相続人の住所及び氏名を住民票の写しのとおりに記載し、末尾に押印します（認印で結構です。）。持分は、遺産分割協議書（別紙 2）に記載されている持分と一致している必要があります。
- （注 5） 申請書の記載内容等に補正すべき点がある場合に、登記所の担当者から連絡するための連絡先の電話番号を記載します。
- （注 6） 相続を証する情報及び登記原因証明情報として、被相続人（死亡した方）

の出生から死亡までの経過の記載が分かる戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）、除籍全部事項証明書（除籍謄本）等を添付します。また、遺産分割協議の当事者である相続人全員の戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）も添付してください。被相続人の除籍全部事項証明書（除籍謄本）と重複するものがある場合には、重ねて提出する必要はありません。

戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）、除籍全部事項証明書（除籍謄本）などの集め方が分からない場合には、本籍地又は最寄りの市区町村役場にお問い合わせください。

なお、「相続関係説明図」（別紙3）を戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）、除籍全部事項証明書（除籍謄本）等と共に提出した場合には、登記の調査が終了した後に戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）等をお返しします（遺産分割協議書については、別にその謄本を提出する必要があります）。

また、遺産分割協議書には、不動産を相続することとなった特定の相続人以外の他の相続人の印鑑証明書（当該協議書に押印された印鑑の証明書です。作成後3か月以内のものでなくても差し支えありません。）が必要となります。

（注7） 申請に係る不動産を相続することになった相続人全員の住民票の写しです。住民票コードを記載した場合（注3）は、提出する必要はありません。

（注8） 登記識別情報の通知を希望しない場合は、□にチェックしてください。

（注9） 課税価格、登録免許税の計算方法は、[情報番号1312](#)を参照してください。

なお、登録免許税が免除される場合には、課税価格の記載は不要です。

（注10） 登録免許税額を記載します。登録免許税が免除される場合には、登録免許税額の記載に代えて免除の根拠となる法令の条項を記載します。また、登録免許税が軽減される場合には、登録免許税額の記載に加えて軽減の根拠となる法令の条項を記載します。

なお、登録免許税を現金納付する場合はその領収書を貼り付けた用紙を、収入印紙で納付する場合には収入印紙を貼り付けた用紙を、申請書と一括してつづり、申請人又はその代理人がつづり目に必ず契印をしてください（申請人が2人以上いる場合は、そのうちの1人が契印することで差し支えありません。）。

（注11） 登記の申請をする不動産を、登記記録（登記事項証明書）に記録されているとおりに正確に記載してください。

（注12） 不動産番号を記載した場合は、土地の所在、地番、地目及び地積（建物の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積）の記載を省略することができます。

（注13） 申請書が複数枚にわたる場合は、申請人又はその代理人は、各用紙のつづり目に必ず契印をしてください（申請人が2人以上いる場合は、そのうちの1人が契印することで差し支えありません。）。

（注14） 代理人に申請を委任する場合の委任状の様式は、別紙4のとおりです。

* お知らせ

相続登記をしないままにしておくと、相続人に更に相続が発生するなどして、登記の手続をするのに必要な関係者が増え、手続が複雑になる場合もありますので、相続登記は、できる限り早く済ませることをお勧めします。

(別紙 1)

登 記 申 請 書

登記の目的 所有権移転

原 因 平成 2 3 年 2 月 1 日相続 (注 1)

相 続 人 (被相続人 法 務 太 郎) (注 2)

〇〇郡〇〇町〇〇 3 4 番地

(住民票コード 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1) (注 3)

(申請人) 持分 2 分の 1 法 務 一 郎 印 (注 4)

〇〇市〇〇町三丁目 4 5 番 6 号

2 分の 1 法 務 温 子 印

連絡先の電話番号 〇〇 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇 (注 5)

添付情報

相続を証する情報 登記原因証明情報 (注 6) 住所証明情報 (注 7)

☐ 登記識別情報の通知を希望しません。 (注 8)

平成 2 3 年 2 月 1 4 日申請 〇〇 法 務 局 〇〇支局 (出張所)

課 税 価 格 金 何 円 (注 9)

登録免許税 金 何 円 (注 10)

不動産の表示 (注 11)

不動産番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 (注 12)

所 在 〇〇市〇〇町一丁目

地 番 2 3 番

地 目 宅 地

地 積 1 2 3 ・ 4 5 平方メートル

不動産番号 0 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 1 2

所 在 〇〇市〇〇町一丁目 2 3 番地

家 屋 番 号 2 3 番

種 類 居 宅

構 造 木造かわらぶき 2 階建

床 面 積 1 階 4 3 ・ 0 0 平方メートル

2 階 2 1 ・ 3 4 平方メートル

* これは、記載例ですので、下に線が引かれている部分を、申請内容に応じて書き直してください。(別紙)や(注)は、記載しないでください。

契印 (注 13)

(別紙2)

遺産分割協議書例

遺産分割協議書

平成23年2月1日、〇〇市〇〇町〇番地 法務太郎 の死亡によって開始した相続の共同相続人である法務花子、法務一郎及び法務温子は、本日、その相続財産について、次のとおり遺産分割の協議を行った。

- 1 相続財産のうち、下記の不動産は、法務一郎（持分2分の1）及び法務温子（持分2分の1）が相続する。
- 2 相続財産のうち、株式会社〇〇銀行〇〇支店の定期預金（口座番号〇〇〇〇）500万円の債権者及び〇〇株式会社の株式〇〇株（株券番号〇〇〇〇）は、法務花子が相続する。

この協議を証するため、本協議書を3通作成して、それぞれに署名、押印し、各自1通を保有するものとする。

平成23年2月10日

<u>〇〇市〇〇町二丁目12番地</u>	<u>法 務 花 子</u>	印
<u>〇〇郡〇〇町〇〇34番地</u>	<u>法 務 一 郎</u>	印
<u>〇〇市〇〇町三丁目45番6号</u>	<u>法 務 温 子</u>	印

記

不動産

所 在	<u>〇〇市〇〇町一丁目</u>
地 番	<u>23番</u>
地 目	<u>宅地</u>
地 積	<u>123・45平方メートル</u>

所 在	<u>〇〇市〇〇町一丁目23番地</u>
家屋番号	<u>23番</u>
種 類	<u>居宅</u>
構 造	<u>木造かわらぶき2階建</u>
床 面 積	<u>1階 43・00平方メートル</u>

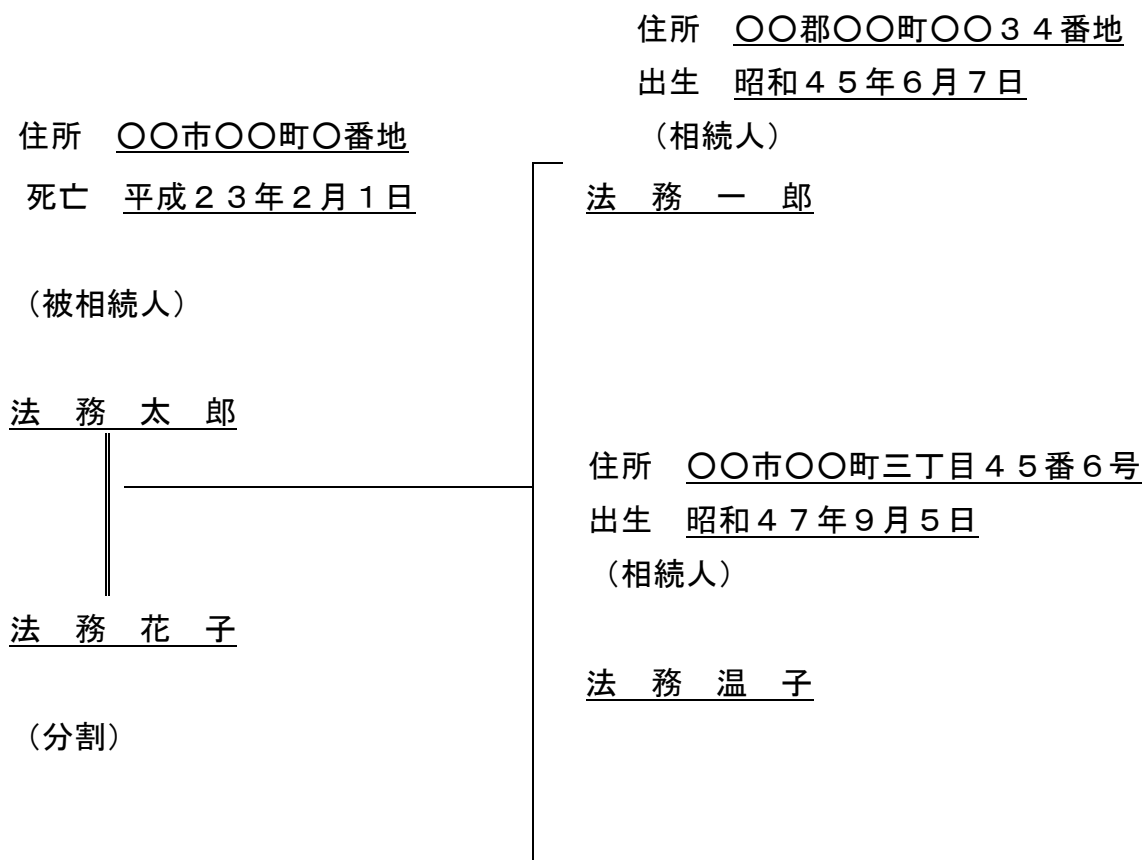
2 階 2 1 ・ 3 4 平方メートル

- * 印は、印鑑証明書と同じ印（実印）を押し、印鑑証明書を各 1 通添付します（3 か月以内に作成されたものでなくても結構です。）。
- * これは、記載例ですので、下に線が引かれている部分を、申請内容に応じて書き直してください。

(別紙3)

相続関係説明図例

被相続人 法務太郎 相続関係説明図



* 「相続関係説明図」を提出した場合には、申請書に添付した相続を証する情報及び登記原因証明情報のうち、戸籍謄本、除籍謄本を登記の調査が終了した後にお返しします（これを原本還付の手続といいます）。遺産分割協議書を原本還付するためには、別にその謄本を提出する必要があります。

被相続人（死亡した方）の登記記録上の住所が、この「相続関係説明図」に記載した最後の住所と一致しない場合には、除籍の附票^{ふひょう}などの住所の移転の経緯が分かる書面を添付してください。

「法務花子」の下にある（分割）とは、同人が遺産分割協議の結果、相続財産中の不動産を相続しなかったという意味です。

これは、記載例ですので、下に線が引かれている部分を、申請内容に応じて書き直してください。

(別紙 4)

委任状の例

委 任 状

私は、〇〇市〇〇町〇〇番地 乙野二郎 に、次の権限を委任します。

- 1 下記の登記に関し、登記申請書を作成すること及び当該登記の申請に必要な書面と共に登記申請書を管轄登記所に提出すること
- 2 登記が完了した後に通知される登記識別情報通知書及び登記完了証を受領すること
- 3 登記の申請に不備がある場合に、当該登記の申請を取下げ、又は補正すること
- 4 上記 1 から 3 までのほか、下記の登記の申請に関し必要な一切の権限

平成 2 3 年 2 月 1 0 日

〇〇郡〇〇町〇〇 3 4 番地

法 務 一 郎 印

〇〇市〇〇町三丁目 4 5 番 6 号

法 務 温 子 印

記

登記の目的 所有権移転

原 因 平成 2 3 年 2 月 1 日相続

相 続 人 (被相続人 法務太郎)

〇〇郡〇〇町〇〇 3 4 番地

持分 2 分の 1 法務一郎

〇〇市〇〇町三丁目 4 5 番 6 号

2 分の 1 法務温子

不動産の表示

所 在 〇〇市〇〇町一丁目

地 番 2 3 番

地 目 宅地

地 積 1 2 3 ・ 4 5 平方メートル

所 在 〇〇市〇〇町一丁目 2 3 番地

<u>家屋番号</u>	<u>23番</u>
<u>種類</u>	<u>居宅</u>
<u>構造</u>	<u>木造かわらぶき2階建</u>
<u>床面積</u>	<u>1階 43・00平方メートル</u>
	<u>2階 21・34平方メートル</u>

- * 委任者の印は，認印を押してください。
- * これは，記載例ですので，下に線が引かれている部分を，申請内容に応じて書き直してください。